

平成19年(ワ)第1904・4279号 ボランティア基金返還等請求事件
原告 鎌田 まりみ 外34名
被告 アーク・エンジェルズこと林俊彦

原告準備書面(5)

平成19年9月19日

大阪地方裁判所 第11民事部合議H係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 辻 公 雄
同 弁護士 吉 川 法 生
同 弁護士 大 西 克 彦
同 弁護士 阪 口 徳 雄

上記事件について、原告らは次のとおり弁論を準備する。

記

一、被告提出の帳簿上の収入

1. 被告が郵便局を通じて集めた支援金台帳(以下、「ばるる」と称す。甲10)を見ると、その入金は次のようになる。
 - A 2006年(平成18年)1月5日から2007年7月27日までで
金7993万5037円
 - B 2006年9月15日から2006年12月末までで
金7048万4013円
 - C 2006年9月15日から2006年11月末までで
金6942万9962円
 - D 2006年9月15日から2006年10月末までで
金6164万4519円

2. 被告がジャパンネット銀行を通じて集めた支援金台帳（以下、「JNB」と称す。甲9）は次のようになる。

A 2006年4月5日から2007年6月30日まで
金6162万1221円

B 2006年9月15日から2006年12月待つまで
金5882万0193円

C 2006年9月15日から2006年11月末まで
金5827万3196円

D 2006年9月15日から2006年10月末まで
金5504万0752円

3. 以上、1・2の合計は

1A+2A=1億3755万6258円

1B+2B=1億2930万4206円

1C+2C=1億2770万3158円

1D+2D=1億1668万5271円

即ち、「ひろしまドッグぱーく」がらみの入金は1億1668万円～1億2930万円とみなされる。

なお、基金の月別集まり概要は別紙Cのグラフのとおりである。

二、被告の提出の帳簿上の支出（甲9・10）

2006年7月15日～2007年7月27日まで、ぱるるでは4939万8096円、JNBでは5616万4521円、合計1億556万2877円

三、支出先についての私的消費ないし不明分

1. 被告の乙7の帳簿上で示される正当な支出は、JNB135人とぱるる116人分の合計251名分、合計430万4829円と動物病院への支払い146万6890円のみである。

小計577万1719円。

2. 従って残金の約1億円は私的消費ないし不透明なものであり、その用途についての日時、相手、事由を明らかにされたくその釈明を求める。

特に多額の問題ある支出としては、

①ぱるる口座の2006年10月12日の3000万円の支出

②同11月27日の対個人口座への1050万円の支出

③JNB口座の2006年11月7日、1000万円の支出

④同11月8日、1240万円の支出

⑤林俊彦に対するJNB口座での何口にもわたる500万円余の支出及び、
ばるる口座での何口にもわたる500数万円の支出

原告らは、別紙支出全体概略のうち、動物病院・組戻し以外の分は私的消費ないし不透明不当な支出と見ているので、それらについての被告の積明を求める。

四、シェルター基金

被告は、ひろしまドッグぱーくの件とシェルター基金が約半分ずつと主張するが、シェルター基金は送付に際してそのことを明記するように原告は求めている。

また、募金を募るテレビ放送などでは「犬のための支援金」として報道していたが、シェルター基金募集の報道はなされておらず、支援金送付者の多くはテレビ報道をみて支援金を送付していることから考えると、6000万円以上の金がシェルター建設の目的のために集まったと主張するのはきわめて不自然である。

甲11でその点を検証するとシェルター資金は2006年12月までで2万9900円であり、2007年6月まで含めても、45万6千円である。

その詳細は別紙Bのとおりである。

五、その他の収入について

被告提出の甲9・10の帳簿以外にも、手渡し、募金、物品内封入分などの相当多額の収入がある。きちんと入金していると会計報告でも、ブログでも述べているにもかかわらず、それにあたるような入金は一切、どちらからも認められなかった。

原告（第2次1番）の100万円の寄付金やタレント杉本彩の500万円の寄付金、募金箱に約300万円はあったという金などもある。

これら本帳簿以外での収入分の積明を求める。

六、積明を求める事項のまとめ

- ①ばるる口座の2006年10月12日の3000万円の支出
- ②同11月27日の対個人口座への1050万円の支出
- ③JNB口座の2006年11月7日、1000万円の支出
- ④同11月8日、1240万円の支出
- ⑤林俊彦に対するJNB口座での何口にもわたる500万円余の支出及び、
ばるる口座での何口にもわたる500数万円の支出
- ⑥別紙支出全体概略のうち、①～⑤及び動物病院・組戻し以外の支出分

⑦原告（第2次1番）の100万円の寄付金やタレント杉本彩の500万円の寄付金、募金箱に約300万円等、本帳簿以外での収入分以上の事項の釈明を求める。

以 上